



オープン・インシュアランスの機会とリスク

APIを使ったデータシェアリングによる新たな保険マーケットプレイスの出現

目次

1. はじめに	2
2. 海外におけるオープン・インシュアランスの事例	4
3. オープン・インシュアランスをめぐる各国の動き	7
4. オープン・インシュアランスの機会とリスク	10
5. オープン・インシュアランスにおける市場競争	12

1. はじめに

オープン・インシュアランスとは

オープン・インシュアランスについて統一された定義はないが、通常、API を介して保険関連の個人および非個人データにアクセスし、共有することを、オープン・インシュアランスと呼ぶ¹。

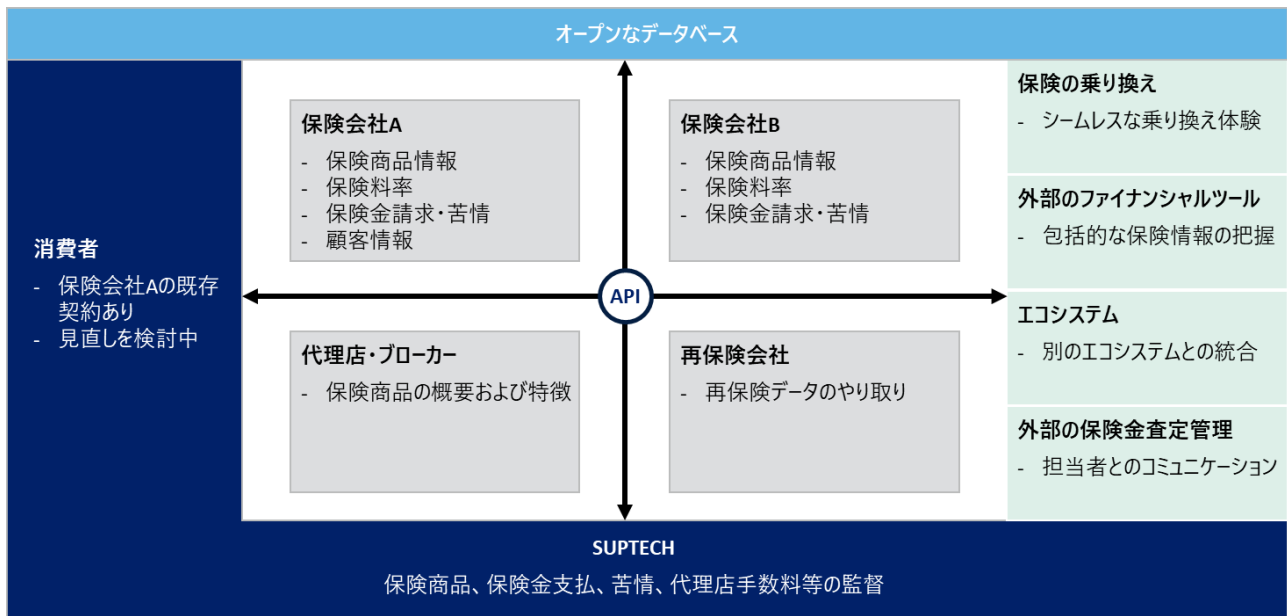
オープン・インシュアランスは消費者の保険関連データ（保険の目的、担保範囲、保険金支払履歴、IoT など）へのアクセスを容易にし、保険会社、保険代理店だけでなく第三者との共有を可能にし、アプリやサービスの構築を可能にする。図表 1 は、自動車保険を例にとり、オープン・インシュアランスのエコシステムを図示したものである。オープン・インシュアランスは保険回りのステークホルダーのエコシステムを構築するもので、保険会社間のデータのやり取りが増加し、業界全体のイノベーション、透明性の向上、協働が促進される。また、保険商品の情報が標準化され異なる保険商品の比較が容易になり、保険に関するアドバイスが得られやすくなるとされる。このようなこ

とから、保険会社間の競争と顧客利便性に資するサービス改善を促すと期待される。さらに、規制当局が保険会社等のデータにアクセスすることにより、保険監督にテクノロジーを利用する SupTech の発達とそれによる効率化がもたらされると考えられる²。

銀行業界で進められているオープン・バンキングは拡張され、金融業界全体を包含するオープン・ファイナンスへと発展をみせている。オープン・バンキングの延長線で考えるならば、保険会社にとってオープン・インシュアランスはメリットもあるが、ビジネスモデルや評判に関するリスク、データプライバシーやサイバーセキュリティ、第三者のリスク管理に関する問題など、さまざまな課題もあるとされる³。

本稿では、保険のビジネスモデルを大きく変える可能性を秘めたオープン・インシュアランスをめぐる海外の取組状況を取り上げ、保険業において API を通じたデータ共有を進める際のリスクと機会について考察を加える。

(図表 1) オープン・インシュアランスのエコシステム（自動車保険の例）



(出所) EIOPA, “Open Insurance: Accessing and sharing insurance-related data, Discussion Paper”, Jan. 28, 2021.

¹ EIOPA, “Open insurance”.
<https://www.eiopa.europa.eu/browse/digitalisation-and-financial-innovation/open-insurance_en> (visited on 16, Oct. 2023)
² EIOPA, “Open Insurance: Accessing and sharing insurance-related

data, Discussion Paper”, Jan. 28, 2021.
³ BIS, Press release, “Report on open banking and application programming interfaces”, Nov. 19, 2019.

オープン・バンキングはオープン・ファイナンスへ拡大

保険の隣接業界である銀行では、早くからオープン・バンキングの取り組みが始まり、市場のイニシアティブと規制の両方によって推進されてきた。

2011年にベルリンを拠点とするTESOBEの主導によりオープン・バンキング・プロジェクトが設立され、2014年にはオープン・バンキングの標準を策定するオープン・バンキング・ワーキンググループが始動した。2018年にオーストラリア決済評議会がオーストラリア初となる業際ハッカソンを設け、サンドボックスが用意された。現在では100以上の金融機関および規制当局がオープン・バンキング・プロジェクトに関与するところとなっている⁴。オープン・バンキングは英国、米国、EU各国のみならず、オーストラリア、香港、シンガポール、日本、ブラジル、メキシコ、ベトナム、ペルー、ヨルダン他、世界各国に広がりを見せている。

オープン・バンキングでは顧客の同意を得た個人データを銀行とデータ・アグリゲーターや支払サービス・プロバイダーなどのサードパーティが共有する。ここにさらに、フィナンシャル・アドバイザーや投資アドバイザー、保険アンダーライター、会計士、税理士、不動産鑑定士、消費者信用、住宅ローン会社などが加わり⁵、顧客の資産管理、支払い、投資、ローン、保険などあらゆる金融ニーズに対応しようとしている。オープン・バンキングはさまざまなサードパーティを巻き込み、金融業界全体におけるより広範で包括

的なデータとサービスのオープンな共有を行うプラットフォームに発展しつつあり、オープン・ファイナンスと呼ばれるようになってきた。

日本におけるオープン・バンキング

2016年から参照系APIの連携が開始され、2018年の改正銀行法を受けて、既存の会計・家計簿ソフト等が電子決済用代行業者として登録され、各金融機関との接続契約が締結された。契約手続きの標準化に向けて、業界団体間での連携を進めている⁶。日本の銀行サービスでは、図表2のように本人確認や生活資金の引き出し、残高照会、振り込みなどがデジタル化されている。

オープン・バンキングとオープン・インシュアランス

オープン・バンキングは、銀行口座データと支払情報に焦点が当てられ、主に、顧客の取引データ、残高情報、支払ヒストリーなどの銀行データが共有される。これに対し、オープン・インシュアランスでは保険契約データや保険金支払データなどに焦点が当てられ、健康情報、所有財産情報、保険事故情報など機微情報に当たるデータが含まれる。このような違いがあるが、オープン・インシュアランスには、オープン・バンキングが金融市場に与えた影響と同様に、保険市場を変革するポテンシャルがあると期待される。次章では、世界各国において始まっているオープン・インシュアランスの事例を取り上げる。

(図表2) 日本の銀行サービスのデジタル化

	デジタル化前	デジタル化後
本人確認	物理的要素（通帳・印鑑）による確認	情報連携・eKYC等を用いた認証
生活資金の引き出し	ATMで現金引き出し	決済アプリへのチャージ
残高照会・記帳	ATM利用 インターネットバンキング利用	通帳アプリ、家計簿アプリ、会計ツール等でのデータ参照
振込	窓口・ATM・IBからの取引指示	決裁需要が生まれるデジタルサービス内で取引指示・認証
決裁面での利便性提供手段	ATMの設置	決裁需要の多いアプリ等各種デジタルサービスとのAPI連携

(参考) 電子決済等代行業者協会、AI 経済検討会座長ヒアリング（第1回）資料1、「API活用の現状と課題」、2022年3月10日。

⁴ Open Banking Project ウェブサイト。

<<https://www.openbankproject.com/about/>> (visited on Oct. 18, 2023)

⁵ Basel Committee on Banking Supervision, “Report on open banking

and application programming interfaces”, Nov, 2019.

⁶ 電子決済等代行業者協会、AI 経済検討会座長ヒアリング（第1回）資料1、「API活用の現状と課題」、2022年3月10日。

2. 海外におけるオープン・インシュアランスの事例

ドイツのオープン・インシュアランス

ドイツの保険セクターには、従来から自主的なデータ共有メカニズムが多数存在しており、強固な技術標準や安全な認証環境によって補完されている。例えば、既存の法的枠組みに基づいて、さまざまな保険会社に保険契約管理ソリューションを提供することが可能になっている。オープン・インシュアランスでは、データは顧客からの委任に基づいて、さまざまなプロバイダーから取得される。一部の先発企業は、すでに PSD2⁷データと保険契約管理サービスを組み合わせて提供しており、データに基づく需要分析を可能にしている。顧客の観点からは、オープン・インシュアランスの利用によって保険ブローカーとしてのプロバイダーが EU 保険販売指令の消費者保護規定を遵守しなければならないという利点もある⁸。

ドイツでは、プロセスの最適化のための業界団体 BiPRO が 2006 年に設立された。この団体では、保険・金融サービス業界の IT 標準を開発し、企業間のプロセスを標準化するために保険会社と仲介業者の双方が標準化に取り組んでいる。会員は、広義の保険・金融サービス業界に属する機関（法人、団体、連盟）、コンサル

タントまたはプロセス関連の関係者である。2022 年 9 月以来、BiPRO は 300 人以上の会員を擁している⁹。

さらに 2020 年 1 月に Free Insurance Data Initiative (Frida) が設立された。Frida は、多くの保険会社が共有する標準に基づいて構築された統一インターフェースであり、保険グループ、ブローカー、インシュアテック、被保険者が、このインターフェースを利用することができる。Frida は、コストが高く時間がかかる既存のデータ転送システムを脱却し、顧客が自身のデータについての主権を維持しながら、迅速な保険取引を可能にしようとしている。Frida では、オープン・バンキングにおける PSD2 のように、サードパーティに対してオープンなサービスとデータ共有を目指している¹⁰。

個別のインシュアテック企業に取り組んでいる事例もドイツにはある。2018 年に設立されたあるインシュアテック企業は大手保険グループのインキュベータープログラムに参加して API マーケットプレイスとして成長し、2022 年には他の保険会社の子会社となった。同社のウェブサイトには現在 41 の API のカタログが掲示されており、図表 3 のようにさまざまなサービス提供が可能となっている。

(図表 3) データ交換に関する API カタログの例

API の機能	概要
アンダーライティング	生保・ヘルスケアの AI アンダーライティングプラットフォーム
会社情報	2 百万超の会社の最新情報の提供
自動車運転挙動データ	コネクテッドカーのオドメーターの情報提供
リスク分析	保険募集時にリスクデータベースに基づく設問でリスク評価と商品提案を提供
デビット	ダイレクトデビットのサービスを提供
文書匿名化	PDF から個人情報情報を判別できなくなったテキストを抽出

(参考) apinity ウェブサイト。<<https://marketplace.apinity.io/catalog?filter=serviceCategories%3D8a8ae48e7ac98762017ac9aa7e1f0006>> (visited on Oct. 19, 2023)

⁷ EU の PSD2 (第二次支払サービス指令) は、2009 年までに各国で国内法化された PSD (第一次支払サービス指令) を改訂したもので、銀行などの支払口座の提供者が、利用者に対してオンラインでその口座にアクセスできるようにしている場合、ユーザーが同指令で新たに定義された業者 (Payment Initiation Service Provider (PISP) や Account Information Service Provider (AISP)) を通じてオンラインでその口座にアクセスする

権利があるとしている。

⁸ GDV, "EIOPA questionnaire – final GDV answer", Apr. 30, 2021.

⁹ BiPRO ウェブサイト。<<https://bipro.net/der-verein/>> (visited on Oct. 19, 2023)

¹⁰ Friendsurance, "Open insurance API: Following PSD2 and open banking new initiative starts for open interfaces and efficient data transfer in the insurance sector", Jan. 7, 2020.

単一の保険会社を中心とするプラットフォーム

欧州の大手保険グループの1社が、2022年11月に次世代のグローバルなAPIマーケットプレイスとして保険マーケットプレイスを立ち上げた。これは、社内全体および顧客やパートナー間の迅速なデータ共有と、より効率的なコラボレーションを促進するものである。

同社はAPIの公開により、従来の点と点をつなぐ複雑なデータ共有を回避し、顧客、代理店などのパートナーが1つのプラットフォームから同社にデジタル接続することを可能にした。同社は、これらのAPIを通じ、例えば保険金請求の業務に携わる顧客が最新の保険金請求データや保険契約書類にいつでもシームレスにデジタルアクセスできるようにしている。その他のAPIにより、顧客やパートナーはチュリッヒの新しい保険商品を自社のデジタル・チャンネルに簡単に統合することができる。（図表4参照）

同社のAPI主導のアプローチは、共有のAPI管理プラットフォームとグループ全体のAPI標準を中心としており、品質とセキュリティを核とし、容易に開発・再利用できるように設計されている。この新しいアプローチは、すでに同社の15の事業部門で採用され、現在50のオープンAPI、1,433の管理APIをカバーし、毎月6,300万件以上のAPIを利用した取引が行われているという¹¹。

保険会社のヘルスケア・プラットフォーム

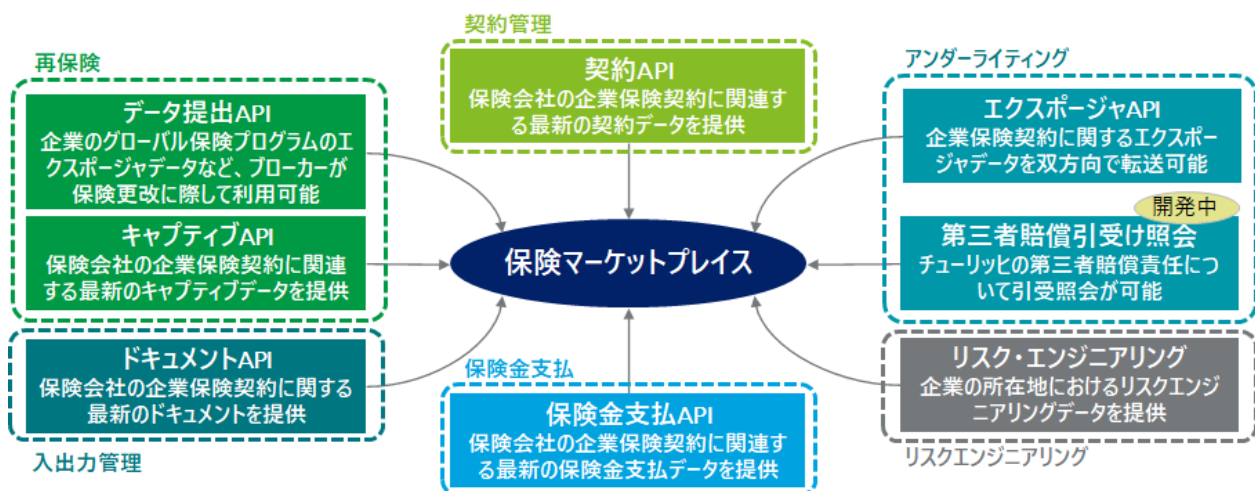
他の大手保険会社では、イタリアにおける3年間のテストを経て、病院、製薬会社、医療技術ソリューション、保険会社などを結びつけ、患者にスムーズな医療アクセスを提供するプラットフォームを構築した。

顧客は、モバイルアプリから、医療専門家が開発・認証した医療サービスや医療機器に、いつでもどこでもクリックひとつでアクセスできるようになる。例えば、症状をチェックするチャットボットと対話し、自分の症状についてより正確な情報を得ることができる。チャットボットは、パーソナライズされたアクションを提案し、患者の同意に基づき必要に応じて患者の主治医に報告することができる。

一定の基準を満たせば、プラットフォームから直接、遠隔診察を行うこともできる。さらに患者は、オンライン医薬品注文や最寄りの薬局からの宅配だけでなく、体調不良時のホームヘルプやベビーシッターサービス、さらには診断された症状に関する記事やウェビナーのカスタムセレクションなど、幅広い追加サービスにアクセスできるようになる。

ヘルスケア分野では機微情報の取扱いが気になるところであるが、同社はDPO（Data Protection Officers）を置き、イタリア保険協会と協力して、健康に関する機微情報の利用に関する規制について確認している¹²。

（図表4）大手保険グループの保険マーケットプレイス



（参考） Zurich API Exchange ウェブサイト。 <<https://exchange.zurich.com/ACM/s/apis>> (visited on Oct. 20, 2023)

¹¹ Zurich Insurance, "Zurich launches next generation global API marketplace Zurich eXchange", Nov. 3, 2022.

¹² Microsoft, "AXA chooses Azure to offer next-generation digital

services and transform its customers' healthcare journey", Sep. 5, 2023.

北欧の年金プラットフォーム

年金分野で公的年金と民間金融機関のデータ共有を実現した例もある。これにより、ユーザーが自身の老後資金の全容を知ることが可能になる。

デンマークの PensionsInfo は、年金基金、生命保険会社、銀行、貯蓄銀行、公的機関が協力し、年金の概要を提供する団体である。また、PensionsInfo は、産業・ビジネス・金融省、デンマーク労働市場・雇用庁 (STAR) および社会福祉制度を所管する Udbetaling Danmark と協力している。PensionsInfo は計算を行わず、年金プロバイダーから提供されたデータを表示する。ただし、PensionsInfo には、ユーザー自身が公的年金や特定の銀行商品を計算できる機能がある。PensionsInfo の

データにアクセスできるのはユーザーのみであり、ユーザーが PensionsInfo のメンバーに自分のデータを送信することを選択しない限り、データは保存されない¹³。

スウェーデンやノルウェーでも、同様の年金トラッカーが用意されており¹⁴、年金保険料を支払っている個人は、年金トラッカーにログインし、自分の年金全体を見たり、年金予測を立てたりすることができる。スウェーデンのサービスは官民パートナーシップによるもので、スウェーデン政府と保険会社が折半で出資している。ノルウェーのサービスは民間企業が提供しているが、ノルウェーの保険会社が全額出資している。いずれも利用者は無料でサービスを利用できる。

¹³ PensionsInfo ウェブサイト。<<https://www.pensionsinfo.dk/About>> (visited on Oct. 19, 2023)

¹⁴ スウェーデンの年金トラッカーサイトは Minpension.se、ノルウェーは norskpensjon.no。

3. オープン・インシュアランスをめぐる各国の規制動向

欧州委員会による金融データアクセスの枠組案

EUにおける電子決済は成長を続け、2021年にはその額が240兆ユーロに達した。新しいプロバイダーが市場に参入し、オープン・バンキングでは、銀行とフィンテックの間で金融データを安全に共有するサービスを提供している。

欧州委員会は、現在の決済サービス指令 PSD2 を改正して PSD3 とし、さらに決済サービス規制 (PSR) を確立することを提案している。これらにより、消費者は EU 内、国内または国境を越えて、ユーロ、非ユーロで安全かつ確実に電子決済と取引を継続できることが保証される。彼らの権利を保護しながら、市場における決済サービス・プロバイダーの選択肢を増やすことも目的としている。

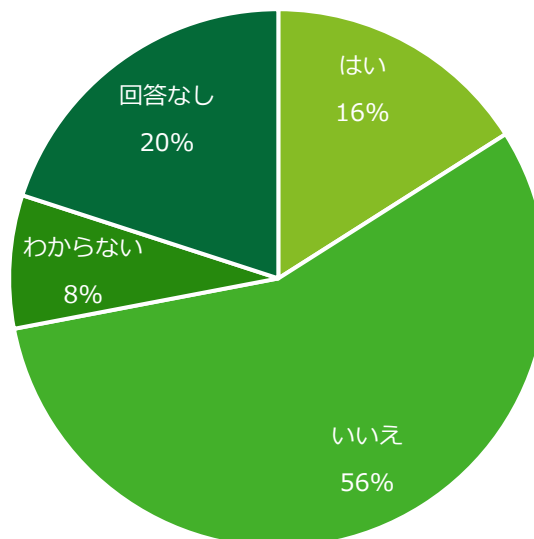
欧州委員会はまた、次のような金融データアクセスの枠組みに関する立法提案も提出している。この枠組みにより、決済口座を超えて金融分野における顧客データ共有を管理するための権利と義務が明確化される¹⁵。

- 市場参加者に、顧客への金融データへのアクセス許可ダッシュボードの提供を義務付け、顧客データへのアクセスに関する適格性ルールを設定する。
- 各国当局に、不当な扱いや排除リスクから消費者を保護するためのガイドラインの発行権限を与える。
- データ利用者に、金融セクター全体にわたる特定の顧客データへのアクセスを義務付け、データに関連する顧客の許可を必須条件とする。
- 市場参加者に、スキームの一環として強制アクセスの対象となるデータに関する顧客データ及びインターフェースの共通標準の策定を義務付ける。
- データ保有者に、スキームの一環として開発された顧客データおよびインターフェースの共通標準を実施し、対価に見合った API の導入を要求し、スキームメンバーに、契約上の責任への合意を求める。

欧州保険・年金監督局による市中協議

欧州保険・年金監督局 (EIOPA) は、2021 年に「オープン・インシュアランス：保険関連のデータへのアクセスと共有」と題したディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。その中で EIOPA は、健全なオープン・インシュアランスの枠組みを構築するためには、①規制・監督上の観点から異なるオープン・インシュアランスのアプローチ (被規制保険セクター内および第三者間のデータ共有を義務化など) ②適切な監視・監督の枠組み、③データ保護とデジタル倫理、④相互利用可能なデータ共有の枠組みと API に関する基準、などについてさらなる検討が必要としている¹⁶。市中協議への回答では、図表 5 のとおり法規制の枠組み整備について十分ではないとする声が大半を占めた。

(図表 5) 現在の法規制の枠組みは、オープン・インシュアランスによる消費者、保険業界、監督当局などの潜在的リスクを十分に捉えていると考えられるか



※データソース：EIOPA, “Open Insurance, Responses to the public consultation on open insurance”, Jun. 15, 2022. (2021 年実施) 調査対象は、欧州中心に 22 개국、保険業界団体、保険会社、保険代理店、アカデミア、消費者団体、テクノロジー企業など 50 機関。

¹⁵ European Commission, “Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on a framework for Financial Access and amending Regulations (EU) No 1093/2010, (EU) No 1094/2010, (EU)

No 1095/2010 and (EU) 2022/2554”, Jun. 28, 2023.

¹⁶ 前脚注 2 に同じ。

さらに EIOPA は 2023 年 7 月に、架空の保険ダッシュボード事例に基づいて、オープン・インシュアランスの実務課題を洗い出そうと、再び市中協議を開始した。今回のディスカッション・ペーパーでは、データフロー、利害関係者の役割と責任、標準化と相互運用性、データ保護と倫理的考慮事項など、監督の観点から保険ダッシュボードの運用面の課題を探ろうとしている。さらに、適用される法的枠組みについても概説し、データ共有に関する実装上の課題を検討し、利点とリスクを特定しようとしている。

保険会社固有のリスクとして注目されるもののひとつとして保険商品に関するデータの標準化がある。他の金融取引と異なり、個別の保険商品ごとに補償範囲が異なり、厳密な比較は難しいのではないかと考えられる。

また、銀行業務（特に決済業務）と保険業務では、金融機関の関与の度合いが大きく異なる。一般的な保険契約では、保険期間中のタッチポイントは限られている。更新前に安い保険を探す、補償を追加する、損害を報告する、連絡先データを変更する、などの特定のイベント発生時のみになりがちである。これは、顧客が頻繁にやり取りを行う決済データとは対照的である。したがって、適切なオープン・インシュアランスの枠組みを設計する際には、顧客とのやり取り頻度のレベルの違いを考慮する必要がある¹⁷。

ブラジルのオープン・インシュアランス

新興国においても、オープン・インシュアランスの取組が始まっている。ブラジルの民間保険監督局（SUSEP）は、近年ブラジルの保険業界の近代化を目的として、次のような施策を採用した。これらは、ブラジル市場における保険料の低減と契約者数の増加を目指したものである¹⁸。

- 保険会社と仲介業者に適用される倫理的で透明性の高い規則と原則を制定（CNSP 決議第 382/2020 号）。
- 保険会社と消費者間の裁判外の係争を解決するためのデジタル・プラットフォームを採用（SUSEP 通達 No.613/2020）。
- オープンインシュアランス制度を段階的に導入（CNSP 決議第 415 号/2021 年）。
- 規制対象事業者が採用すべきサイバーセキュリティ方針を制定（SUSEP 通達 No.638/2021）。
- 第二次規制サンドボックスを開始（SUSEP 通達 No.636/2021）。
- 規制対象事業者の内部統制システム、リスク管理体制、内部監査に関する新ガイドラインを制定（CNSP 決議 No.416/2021）。

ブラジルのオープン・インシュアランスのサイトでは、保険会社、年金機関、投資会社、サンドボックス、プロセス管理会社を含む 54 の機関が参加していることが確認できる¹⁹。

¹⁷ EIOPA, “Discussion Paper on Open Insurance: an exploratory use case in the insurance sector”, Jul. 24, 2023.

¹⁸ Thomson Reuters, Practical Law, “Insurance and Reinsurance in Brazil: Overview Market Trends”, Sep. 1, 2022.

¹⁹ OpenInsurance. <<https://opinbrasil.com.br/>> (visited on Oct. 26, 2023)

英国のオープン・ファイナンス

2018 年の EU の PSD2 および英国競争・市場庁（CMA: Competition and Market Authority）のリテール銀行向け指令により、英国内の大手銀行 9 行がオープン・バンキングに参加した²⁰。FCA は 2021 年 3 月に公表した報告書の中で、オープン・バンキングによる市場の発展とイノベーションが完全に見られるまでには数年かかると予想しながらも、報告書作成の時点で、300 万を超える人々と企業が日常生活でオープン・バンキング対応のアプリやサービスを使用しており、消費者や企業に活動に役立つ新しい製品やサービスの立ち上げにつながっているとしている²¹。

英国におけるオープン・バンキングの発展は銀行以外の金融セクター、住宅ローンや消費者クレジット、電子マネー、ファイナンシャル・アドバイス、生損保、保険仲介、年金、投資などの活動への広がりを見せている。英国では、オープン・バンキングの成功に続くべく、企業の保有する個人の購買データ、スマート・データを信頼のおけるサードパーティによって、個人が自身のデータにアクセスし、利活用する検討²²が 2019 年から進められている。

オーストラリアにおける消費者データ権の適用拡大

オーストラリアでは 2020 年からオープン・バンキングが開始されている。2020 年 9 月には金融技術および規制技術に関するオーストラリア特別委員会の第 1 回中間報告書が提出され、その他の多くの報告を受けて、2022 年 1 月 24 日、オーストラリア財務省は消費者データ権（CDR: Consumer Data Right）戦略的評価成果報告書²³を発表した。同報告書は、オーストラリアの CDR を保険、退職年金、消費者金融、等を含むオープン・ファイナンスに拡大することを勧告している²⁴。

CDR はオーストラリア政府のデジタルエコノミー戦略の主要な取り組みであり、データ主導型の経済をサポートするための中核的なインフラストラクチャと位置付けられている。CDR は消費者に自身のデータへのアクセス権を与え、日常の買い物や取引においてより有利な条件を引き出すため、認定されたサードパーティとのデータ共有を可能にするものである。消費者が CDR の利用を選択しオプトインすれば、当該個人のデータがセキュリティを確保されつつ自動的に共有される。CDR はセクター単位で進められており、現在までのところ銀行とエネルギー産業に適用されている²⁵。

²⁰ BEIS, UK “Final Stage Impact Assessment-Smart Data Primary Legislation”, Jul. 18, 2022.

²¹ FCA, “Open finance, Feedback Statement”, FS21/7, Mar. 26, 2021.

²² BEIS, “Smart Data Review”, Jun. 11, 2019.

²³ Timothy Chan, Ray Giblett, Norton Rose Fulbright, “Open Insurance is finally coming to Australia... what does this mean for insurance?”, Feb. 22, 2022.

²⁴ Australian Government, The Treasury, “Consumer Data Right, Strategic Assessment: Outcomes”, Jan. 24, 2022.

²⁵ Australian Government, Consumer Data Right ウェブサイト。

<<https://www.cdr.gov.au/what-is-cdr>> (visited on Oct. 26, 2023)

4. オープン・インシュアランスの機会とリスク

保険商品情報の提供機会

オープン・インシュアランスは保険市場のイノベーションを促し、顧客志向を高める取り組みと考えられる。たとえば、消費者個人のデータに基づき複数の保険会社の契約に関するデータを比較検討することができ、次のような点で消費者にとってより有益なものとなると期待される。

(1) データの安全性とプライバシー

保険会社やサービス・プロバイダー間でデータの共有におけるセキュアなプロトコルや規制の採用により、消費者のデータの安全を守り、プライバシーを保護する。

(2) 透明性と信頼性

取引の透明性を高め、消費者は保険商品に関するより多くの情報にアクセス可能となり、より正確な情報を得られ、信頼性の高い情報ソースからの情報により保険商品を選択できる。

(3) 包括的な情報

異なる保険会社の複数の商品を集約し、包括的な情報を得られる。消費者は市場全体の選択肢をより広く理解することができる。

(4) シームレスな体験

デジタル・プラットフォームを活用して、保険契約の締結、管理、保険金請求のプロセスを簡素化し、顧客にとってよりシームレスな体験が提供される。

(5) カスタマイズされた提案

消費者の個別のニーズやライフスタイルに合わせて、カスタマイズされた保険提案がなされ、顧客は最適な保障を見つけやすくなる。

(6) イノベーションと競争

新たな技術とサービスの導入が奨励され、競争を促進する。これにより、価格競争が活発化し、保険商品の質や付加価値も向上する。

保険データの標準化と情報流通コスト

オープン・インシュアランスは、次のような点で保険会社の収益性向上に資すると期待される。

(1) 流通の効率化、コストの低減

オンラインプラットフォームを活用することで、物理的な支店や仲介など、人の介在を基本とした従来チャネルに比べて、業務運営コストを下げる効果がある。

(2) イノベーションと効率性

テクノロジーを活用し、外部組織が提供する自動化、AI、ブロックチェーンなどのテクノロジーの導入が容易になり、社内に限定されない保険業務プロセスの効率化が進む。

(3) リスク評価の精度向上

大量のデータを活用し、個別のリスクをより正確に評価して保険料率の設定ができ、アンダーライティングにおけるリスクを低減できる。

(4) カスタマイズされた保険商品

個別の顧客のリスクプロファイルに基づいて保険商品のカスタマイズを可能にする。顧客のニーズに合致した商品を提供でき、契約締結率が向上する。

(5) 保険商品の多様化

新たな保険商品の開発と導入を容易にする。保険会社は市場の需要に迅速に対応し、新しい収益ストリームを生み出す機会を得る。

真の効率化につながるか

オープン・インシュアランスには高度なシステム構築が必要であり、その開発コストは保険料や保険商品に質という形で最終的に消費者に転嫁されることになる。さらに保険のバリューチェーンが複雑化し、EIOPA は適切な規制や監督なくしてはコスト増につながりかねないとする²⁶。

²⁶ EIOPA, "FEEDBACK STATEMENT, Discussion paper on open insurance: accessing and sharing insurance-related data", Jun. 15,

2022.

オープン・インシュアランスのもたらすリスク

オープン・インシュアランスには新たなリスクや競争も存在し、成功するためには適切なリスク管理とコンプライアンス対応が必要となる。保険会社はオープン・インシュアランスの導入を検討する際には、綿密な戦略と実行計画を策定することが重要となる。

個人データに関するリスク

オープン・インシュアランスのプラットフォームでは、個人情報が多く関係者間で共有され、透明性と個人の情報コントロールが重要な課題となる。利用する個人による個人データ利用に関する同意が得られていることが大前提であり、当該個人がどの情報がどのように使用されるかを把握し正確に理解できるようにする必要がある。

オープン・インシュアランスのプラットフォームは通常、高度なセキュリティ対策を採用しているのでデータの保存、転送、およびアクセスに関して高い水準の保護が施され、プロバイダーやデータ管理者はデータの保護を重視し、サイバーセキュリティ対策を導入する。しかしながら、このようなセキュリティ対策に不備があれば、次のようなリスクをもたらすことになる。

(1) プライバシーの侵害

オープン・インシュアランスのプラットフォームは大量の個人情報を収集する。データの共有により、保険会社、第三者である関係者または悪意のある者が個人情報にアクセスし、プライバシーを侵害するリスクがある。

(2) データ漏洩と悪用

データセキュリティの欠陥やハッキング攻撃によって、個人情報漏洩し、不正な取扱いをされる可能性

がある。漏洩した情報は詐欺、なりすまし、改ざん等の不正行為に利用されるリスクがある。

このようなリスクに対処するためには、適切な法的規制、セキュリティ対策、データの透明性、およびユーザーのコントロールを確保するための取組みが必要となる。

オープン・インシュアランスと金融包摂

保険会社が個人についてより多くの情報を持ち、共有するようになると、リスク測定の精度が増し、リスクの細分化が進むと考えられる。そうすると、多くのデータから得られる特定の個人に関するパラメータやその組み合わせが、従来不当に差別的とならないよう使用されてこなかった料率指標のプロキシとなるような可能性もある²⁷。

EIOPA は 2021 年に公表したディスカッション・ペーパーにて、オープン・インシュアランスの進展により保険加入を拒否されたり、不当に高い保険料を課されたりする消費者（高齢者、低所得者など）の出現を懸念している。また、保険会社が一部の保険商品についてデジタル・プラットフォームに移行し従来型の保険募集を中止することにより、新しい募集チャンネルに慣れていない顧客や技術に精通していない消費者を排除する可能性があるとしている²⁸。

さらに EIOPA は、消費者が契約締結前に適切なアドバイスが受けられないリスク、強引なターゲット・マーケティング戦略、最終的な補償責任を負う保険会社が消費者にとって不明確になるリスクにも言及している。また、保険比較サイトの場合、消費者が保険商品を選択する際、補償内容よりもヘッドラインに掲げられている宣伝用の保険料や、サイトによる選択・ランク付けに注目しがちであったり、プラットフォームや比較サイトが市場にあるすべての保険商品・サービスを含んでいるわけではないことに気づかなかつたりするリスクがあるとしている²⁹。

²⁷ EIOPA は消費行動や処方薬によって性別が判別する可能性に言及している。

²⁸ 前脚注 2 に同じ。

²⁹ 同上。

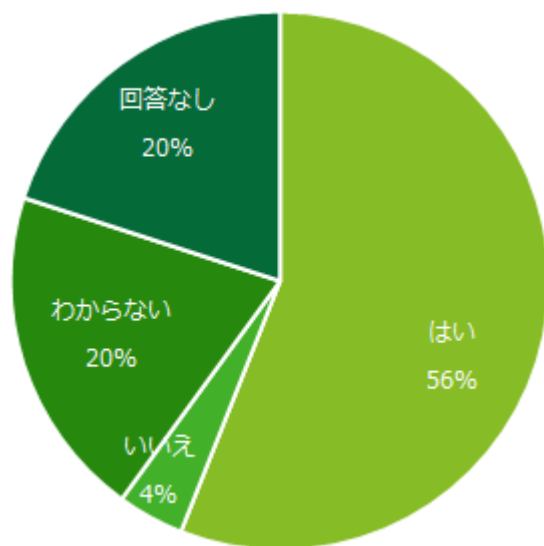
5. オープン・インシュアランスにおける市場競争

デジタル技術開発と競争優位性

2021年に行われたEIOPAの市中協議では、オープン・インシュアランスが、BigTechなどの他の事業体と、既存の保険会社間の競争に不均衡をもたらすという回答が、保険業界団体・保険会社による回答中56%を占めた（図表8参照）。これは全体における46%よりも大きかった。保険業界は、オープン・インシュアランスにおいてBigTechなど保険業界外のプレーヤーとの競争で不利に立つのではないかとこの恐れを感じていると考えられる。

競争に不均衡が生じる可能性が高いとする回答者は、「同じ活動、同じリスク、同じルール」原則の重要性を強調し、データ共有が互惠原則に従うべきだとしている。また、競争条件に係る潜在的リスクは、GDPRに基づくデータ保護権の適用により解決できるという回答者もいた。

（図表8）オープン・インシュアランスはBigTechと保険会社間の競争に不均衡をもたらすか（保険業界団体・保険会社のみ）



※データソース：EIOPA, “Open Insurance, Responses to the public consultation on open insurance”, Jun. 15, 2022. (2021年実施) 調査対象50機関中、保険業界団体・保険会社のみ25機関を抽出。

さらにある回答者は、規制のサンドボックスによって格差を最小限に抑えることができると考える一方、ある回答者はBigTechがデータにアクセスできれば、そのデータを自社のデータと組み合わせて、保険会社に対応できない予測リスクプロファイルを作成できるのではないかとこの懸念を表明した。

また、多くのテクノロジー企業は保険会社と同じような規制上の負担やリスクを経験していないため、保険会社の競争上の立ち位置や第三者プロバイダーに対する影響力が試されることになるとのコメントもあった。

競争上優位な立場を確保するために、回答者らは、互恵性に基づく自主的なデータフレームワークを選択するか、保険会社データ提供に任意性を認め、特定の保険・サービスに関連する個人データのみを取り扱うようにすることを提案している³⁰。

オープン・インシュアランスが保険業界にもたらす新たなチャレンジ

オープン・インシュアランスは、保険分野のデータ共有を進め、既存の保険業界の枠を超えて新たなエコシステムが作り上げられると期待される。消費者が自身のデータに対する主権を持ち、より広範で透明性の高い市場にアクセスすることを可能にするポテンシャルを持っている。市場の効率化と透明化が進めば、保険に関わるステークホルダーにとって利点は多いと考えられる。

オープン・インシュアランスは新しいアプローチであり、多くの利点を提供する一方で、リスクや課題も存在する。業界全体がこれらの問題に対処し、適切な解決策が求められる。また、保険商品やデータへのアクセスの提供は、これまで保険の専門家が蓄積し、保険会社のノウハウとして獲得してきた知見について、商品内容や料率を含めてオープンにしていくことになる。情報の透明性を高めていく動きの中で、保険会社や新たな参加者がどのように自身のビジネスを刷新し、より魅力的な商品サービスを市場に提供することができるか、その能力が問われている。

³⁰ 前脚注26に同じ。

責任者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー-事業本部

有限責任監査法人トーマツ

shinya.kobayashi@tohmatu.co.jp

執筆者

海老崎 美由紀 / Miyuki Ebisaki

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー-事業本部

有限責任監査法人トーマツ

miyuki.ebisaki@tohmatu.co.jp

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オクラホマ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいづれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301